

スポーツ基本計画の策定について（中間報告）に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

【意見募集の期間】平成24年1月31日（火）～2月14日（火）

【意見総数】167通 137件

（同じ方から複数の御意見を頂いた場合は、それぞれ1件として計上している。ただし、同様の御意見の場合は、まとめて1件として計上している。）

【意見の概要】

以下の表のとおり。

※提出いただいた御意見を、事務局の責任において整理したもの。

【1】第1章スポーツをめぐる現状と今後の課題について

1	スポーツ権の具体的な内容を明らかにすべき。
2	「新しいスポーツ文化」とはどのような特質を有する文化であるのか、明らかにすべき。
3	P2「（3）スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出」にある5項目に、「性別や民族、宗教、障害の有無、経済的状況など、個人の置かれている社会的文化的状況にかかわらず、すべての人々が公平に扱われ、尊重される社会」という項目を追加すべき。
4	スポーツ基本法の下で、個別法等の法的整備も検討すべき。
5	第1章で課題として挙げられたものについてそれぞれ年次計画・目標を立てるべき。

【2】第2章今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針について

6	P7「第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針」に8項目として「暴力やセクシュアルハラスメントなど、人権侵害を根絶するとともに、子どもの人権を守る観点から、過剰なトレーニング等が起こらないよう具体的施策を講じる」という人権に配慮した項目を加えるべき。
7	P4今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針について、①～⑦の事項に「観る人」「支える人」を直接育む視点がほぼないため、具体的な文言が必要である。
8	P4今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針について、基本方針の第一として、「文化としてのスポーツの価値を育み、すべての国民の基本的な権利として、する・観る・支える（育てる）というスポーツとの関わりの機会均等を推進する」ことを盛り込むべき。
9	7つの基本方針は、並列的に掲げられているが、全てを同時並行的に推進し、5年間で全ての目標を達成することは不可能。財源配分の優先性が示されないままでは、競技スポーツに厚く、地域スポーツや学校体育には薄いという従来の予算配分（既得権）が継続され、政策転換を図ることはできない。何を優先的に解決するのか示してほしい。

【3】第3章今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について（全体に関するご意見）

10	中間報告では、前回の振興基本計画にも増して国の役割が相当増大しているように読み取れる。国がなすことは、在り方を提示し、地方自治体を支援することだと考えるので、スポーツにおいては地方主権への移行を進めて欲しい。また、国以外の主体が国のねらいに即した施策を実行する際には、国はそれを積極的に支援するということを盛り込むべき。自治体における政策形成力の底上げを図るための方策を示していただきたい。
11	スポーツ医・科学について、医学部、歯学部は他の領域と異なり学部として独立しているので「スポーツ医歯・科学」として表現すべき。
12	各分野において、それに詳しいスポーツ医（日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医、日本体育協会公認スポーツドクター）の参画が望ましいと考える。スポーツ基本計画の中にスポーツ医を明確に位置付けるべき。

13	東日本大震災の被災地に関する特別措置について、学校と地域スポーツの部分において具体的に記述すべき。
----	---

【4】第3章1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実について

14	子どものスポーツ機会に関する政策目標について、体力向上だけに帰結するのは、スポーツの機能的側面に着目しているからであり、スポーツ機会の充実と体力向上は、それぞれ別の目標として掲げるべき。子どもたちのスポーツ機会を充実した結果生じる成果については、スポーツへの参画頻度や根本的なスポーツ観等により把握すべき。
15	学校と地域における子どものスポーツ機会の充実について、体力向上を目標として前面に出すように見受けられるが、③今後の具体的施策展開において、「子どもの体力の向上のための取組」といった表記を「子どもの（身体活動あるいは）スポーツ活動への参加を促進する取組」といった文言と入れ替えてはどうか。
16	子どもの体力低下に関する認知度を高めるため、国のみならず、地方公共団体、スポーツ団体などによる啓発活動が必要。また、子どもの運動指針やそれに基づく実践研究においては、幼児の発達特性に合わせた評価と普及啓発の推進が必要。
17	幼児期からの体力向上の重要性を考慮し、幼稚園における教育内容の改善、幼稚園教諭の意識や指導力の向上に関する施策を盛り込むべき。
18	スポーツをほとんどしない女子中学生の問題について、スポーツ非実施者が増える中学校女子を対象にした施策を講じるのでは遅いため、幼少期から対象とすべき。このため、P7「〇国及び地方公共団体は、…、特にその傾向が中学校段階で顕著となる女子を対象にして、スポーツの楽しさ…」を「〇国及び地方公共団体は、…、特に女子においてその傾向が中学校段階で顕著となることから、幼児期から運動やスポーツの楽しさ…」に変更すべき。
19	スポーツは男子の活動であるという偏見を女子から取り除き、肯定的なイメージをもたせることが重要であるため、P7「〇国及び地方公共団体は、…、特にその傾向が中学校段階で顕著となる女子を対象にして、スポーツの楽しさ…」を「〇国及び地方公共団体は、…、特に女子においてスポーツに対する偏ったイメージを取り除き、幼児期から運動やスポーツの楽しさ…」に変更すべき。
20	女子中学生がなぜスポーツをしないのかについての考察が乏しい。
21	幼児期から体を動かす取組について、保護者と一緒に遊ぶ機会への支援、具体的には、プレーパークでのプレーリーダーへの支援を期待する。
22	子供の体力向上のための指導内容や指導力向上を目的として、学習指導要領の見直し、教員採用試験の内容の見直し、体育専科教員の義務化が必要。また、文科省と厚労省が連携し、スポーツと食についても考慮すべき。
23	中間報告では、子どもの体力や運動量等の量的側面ばかりが強調されており、スポーツに関わる総合的な教養（＝スポーツリテラシー）を育てる体育カリキュラムを開発し、その教育の充実を図る点に触れていない。
24	学校の体育活動の充実のため、大学において一層の改善を図るとされているカリキュラムや学習方法の内容として、「学校・家庭・地域の連携による子どものスポーツ機会創出の取組が体験できるカリキュラムや学習方法」と明示すべき。
25	学校の体育に関する活動について、高校に関する記述も盛り込むべき。
26	小学校における体育専科教員の配置増加に重点を置くべき。現在、専科教員がいる場合一人で指導するのが当たり前になっているが、チームティーチングでの指導は効果的であり、体育専科教員の配置を推進すべき。
27	体育専科といっしょに授業を行っていくことが子どもたちの体力向上には一番効果的だと考えるが、全て体育科の授業をチームティーチングという指導体制にすると、学級担任への負担は増えるため、指導体制を柔軟に考えてほしい。
28	学校の体育に関する活動について、外部指導者の活用については、学校の教員に主体性を持たせつつ連携を図るよう記載すべき。小学校体育活動コーディネーターの趣旨が十分に認知されるよう、学校側へ周知徹底する旨を盛り込むべき。
29	学校教員の総合型クラブに対する理解の促進について、第3章1（2）の具体的施策展開に記述すべき。
30	学校の体育に関する活動における指導について、「専門性を重視した指導が十分に実施されていない」との記述があるが、体育教師の専門性について言及がないままでは、具体的なイメージができない。
31	運動部活動における地域との連携は、総合型に限定せず「地域のスポーツクラブ」とすべき。
32	運動部活動について、「幼少年期の身体活動・スポーツ活動」「運動部活動」「クラブ活動（スポーツ少年団を含む）」に関する大規模な実態調査を実施し、後の5年間でその望ましい活動モデルを策定する旨盛り込むべき。

33	「運動部活動の活性化」と「スポーツの楽しさや喜びを味わえる・・・」は相反するものであると考える。学校部活動の活性化と競技力向上が結びつかないような方向性を施策目標の中で明確に打ち出すことを望む。
34	学校体育の事故に関する記述について、体育の授業と部活動の重篤件数が同様に捉えられる印象があるため修正すべき。
35	武道必修化に伴う安全確保のため、十分な研修や必要な施設・用具の確保を行うべき。
36	「スポーツドクター等」という記述について、不正確な表現であり、「スポーツ医（日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医、日本体育協会公認スポーツドクター）等」とするべき。
37	障害のある子どものスポーツ機会の充実について、障害者スポーツのニーズの把握や用品用具の開発・実践研究だけではなく、より踏み込んだ施策を記述すべき。
38	障害のある児童生徒の学校体育活動について、「先導的な取組」の具体的な内容として、「教育養成課程において健常児と障害児がともに楽しめるスポーツの指導方法について学べる取組」と記述するべき。
39	学校外でのスポーツについて、個々に「親子や家族で参加…」という表現があるものの、「子供のスポーツ機会の充実」と、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」が切り離され過ぎている印象を受けるため、この2つをもっと強く結びつける表現はないだろうか。
40	幼児を含む子どもの遊び場の環境の改善について記述すべき。スポーツをする習慣のない子供について、「ほかのどんな娯楽（TVゲーム等）よりも面白い」と思える、娯楽としてのスポーツに出会える環境を与えることから取り組むべき。また、子どものスポーツ環境の現状と課題で最も深刻な問題は家庭の経済的条件等の格差問題であるので、この現状と課題として触れておくべき。
41	子どものスポーツ参加機会の充実のため、理念を共有する公益性の高い地域組織に学校体育施設の管理運営を委ねることについて盛り込むべき。
42	スポーツ少年団において、中高校生が主体的に団員としてのスポーツ活動に参加できるよう、リーダー活動に限定されない表現に工夫してほしい。
43	スポーツ少年団に入らない子どもを総合型クラブに託し、スポーツに触れ合う楽しさと興味づくりを充実させるようにすべき。
44	スポーツ少年団の加入率について、中学生の加入率が低いことが指摘されているが、小学生の加入率が高いだけで十分ではないか。国は民間団体の活動をとやかく言う前に、自身の至らなさを反省し、この点の削除をすべき。
45	子どもの発達段階に応じた指導能力を高めるための指導者講習会等は、日本体育協会が実施しているので、学校教員が受講できる体制を作って頂きたい。
46	小・中学生のスポーツについては、国の委託事業で日本体育協会が作成した「アクティブ・チャイルド」を積極的に活用すべき。
47	子どものスポーツ事故の防止について、日本体育協会が研究中の「スポーツ外傷サーベイランスシステム」を活用したり、日本体育協会公認スポーツドクター、アスレティックトレーナーが学校の活動に助言・協力できるよう支援して頂きたい。
48	当方で実施している、研究助成事業のサポート「地域におけるアダプテッド・スポーツ環境の構築」～大学・行政・市民団体との連携によるプログラム開発～と題した実践研究のサポートを将来的には地方公共団体が障害者スポーツ団体（都道府県・指定都市障害者スポーツ協会等）と特別支援学校・総合型クラブ等が連携・協働して取り組む事業として確立できないか。

【5】第3章2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進について

49	第3章2（1）の施策目標について、「何らかのスポーツ」ではなく、「自分に適したスポーツ」とすべき。
50	政策目標について、実施頻度だけを目標とするのではなく、実施の満足度や実施内容などの質の向上の観点も盛り込むべき。また、スポーツ状況に関わる問題点が実施頻度等の量的側面ばかりで質に関わる現状と課題についてはほとんど触れられていない。
51	スポーツ実施率の具体的な数値目標が示されているが、実質的な努力主体は地方自治体やスポーツ団体であり、それらの自律的な目標設定や計画策定を制約するものとならないように配慮した政策目標とすべき。

52	「スポーツ実施率」については、「スポーツ」の範囲、強度、活動形態等を正確に把握する必要がある。
53	第3章2(1)②の「スポーツライフ・データ」を「スポーツ活動に関する全国調査」と修正すべき。
54	医療者の立場からは、スポーツは「競技スポーツ」と「健康スポーツ」の2つに大別されるが、「健康スポーツ」の視点がまったく含まれていない。厚生労働省担当部署と連携して、「健康スポーツ」に関する意見を取り入れるべき。「健康づくりへの対応」、「病弱者に対するスポーツを通じて健康を取り戻すための対応」等、一般国民のスポーツ実践に対する対応が十分でないため、「国民の健康」を大項目とし、具体的な施策を記述すべき。
55	障害者スポーツについて、障害者の多くは競技会とは無縁であるため、障害者の健康保持・増進のための取組を基本計画に明記して頂きたい。また、障害者スポーツの観点では、安全にスポーツを実施できる環境整備が重要であることから、スポーツ施設と近隣の医療機関が連携することが必要である。
56	高齢者のスポーツについて、スポーツ種目の殆どには年齢制約があり、ルールが高齢者の参加を妨げているのが現状。どの競技種目も生涯チャレンジできるルール化の促進を図ることが必要。
57	仕事や家事・育児の合間に行える運動等について普及・啓発を図るのは、国ではなく住民の生活により近い地方公共団体があたるべき。
58	基本的な国民生活の改善や余暇の確保等の課題について他の省庁と連携し、推進すべき。また、社会全体でスポーツしやすい環境づくり(「スポーツのためのノー残業デー」)は大切であるから、広く啓蒙して頂きたい。
59	スポーツをしない人について、イベントやプログラムを開発することで改善されるとは思わない。色々な選択肢も必要かも知れないが、地域でスポーツ活動となる場合は、個々のイベントやプログラム開発をするのではなく、ある程度一本化して、地域スポーツクラブでの関わり・実践にまとめるべき。
60	現在のウィンタースポーツ人口が20年前の半以下となっている理由は、競い合う事が少なすぎることである。今、新たにスポーツ界を発展させるには国をあげて、子供たちに目標を持たせる事が一番である。現在の親を見ても、何もしない人が多すぎるのではと思う。今後は、『苦労は、お金を払ってでも自分でする』と言う昔ながらの、教えを今一度、勉強して個々の目標にしてもらいたいと思う。
61	スポーツにおける安全の確保について、確保は大事であるが、根底に「スポーツには事故がつきものである」ことを、もっと啓蒙して頂きたい。
62	「安心」してスポーツ活動に参画するためには、スポーツ事故等への対策だけでなく、体罰をはじめとするハラステメント行為の防止・対処策を講じる必要があると考える。
63	P17安全の確保について、全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握するには、調査研究だけでは具体的な展開として不十分である。このため、スポーツ外傷・障害に関する知識・技術をもった地域のスポーツ医(日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医、日本体育協会公認スポーツドクター)等との連携が必要である旨、記載すべき。
64	スポーツの安全対策のために事故調査機関を設立し、事故のデータ収集・公開、調査、事故原因究明、再発防止措置を検討できるようにすることを盛り込むべき。
65	スポーツ事故後の補償、保険の充実・改善を検討すべきことを盛り込むべき。
66	スポーツを愛好する人々に対し、ハイレベルスポーツにおいて得た研究成果を還元する方法の開発等、市民アスリートの競技力向上の要求に応える施策を推進すべき。

【6】第3章3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備について

67	総合型クラブを含む地域スポーツクラブに対して、クラブ単体が完全に自立するまでの間、積極的な財政サポート等を行うべき。また、総合型クラブの数的な育成に走らず、過去に育成された既存総合型クラブの健全な継続運営を図ることを優先すべき。
68	総合型地域スポーツクラブについて、国は口を出しすぎている。国は、クラブを「親」のような視線で遠くから見守るべき。それが新しい公共圏を創成する必要条件である。また、総合型地域スポーツクラブの在り方と市町村におけるその役割について明言されていないため、大きくわかりやすく記載すべき。
69	総合型クラブの定義が前計画から変わっている。変更点があるのであれば、これを明確にすると共に、なぜそのような変更をする必要があったのかについて説明が必要である。また、拠点クラブについて、新しい公共を担う総合型クラブは、市民同士の直接対話が可能な範囲でしか成立し得ず、広域を対象にしているのであればナンセンスである。
70	単一種目のクラブも国の支援施策を享受できるようにするべき。
71	総合型クラブの育成をめぐる問題点が指摘されているが、クラブ加入率の低さが問題として記述されていない。
72	総合型地域スポーツクラブ交流大会の開催の意義として「総合型クラブを充実させるため」とあるが、何をもち「充実」といえるのか、具体的なイメージを記述する必要がある。
73	総合型クラブについて、現在のモデル事業等、補助金が出る間は、「お金」を介在したある程度の「強制力」は働くであろうが、その後は、いかに「拠点クラブ」に対して、「周辺の地域スポーツクラブ」を支える機能・役割をお願いできるのか、将来的・具体的な展望を明示すべきだ。
74	総合型クラブを中心とする地域スポーツクラブについて、自立的に運営とあるが具体性に欠けている。
75	生涯学習センターなど公共施設の指定管理者について、新しい公共を担う総合型地域スポーツクラブを優先的に管理者とさせるなどして自立運営の道筋をつけてほしい。また、地域の連絡協議会、地方の体育協会等が指定管理を受けることが出来るようにしてほしい。
76	スポーツ関連事業は、地域行政（市区町村レベル）から法人格を有する総合型クラブに外部委託する方針を示せないか。
77	総合型クラブの産業への貢献度の可能性も含め、国が考えるスポーツ産業の範囲と位置づけを明示した上で、産業として成熟させるために必要な支援について盛り込むことが望ましい。
78	コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進について、「NPO法人格の取得」を促すことを記載しているが、NPO法人を取得するデメリットを考慮すると必ずしも明記する必要はないと考える。
79	総合型地域スポーツクラブについて、安定した運営のため、会費による受益者負担が原則だが、ドイツのスポーツクラブのように、指導者一人に何円、会員一人に何円というようにして、総合型が力を発揮できるようにしていくことを記載すべき。
80	総合型地域スポーツクラブについて、安定した運営のため、市町村行政は総合型地域スポーツクラブを肯定し支援することを記載すべき。また、総合型地域スポーツクラブについて、安定した運営のため、事務局職員の一人は公費で雇うことを記載すべき。
81	国が補助をして総合型地域スポーツクラブでスポーツ推進委員を雇用できないか。
82	総合型地域スポーツクラブの成功には、クラブマネジャーの雇用が不可欠。totoのクラブマネジャー設置支援事業に年限を設けず、5割補助するなどして継続的に雇用できるようにしてもらいたい。
83	総合型クラブを育成する時、国や地方公共団体における部署ごとの垣根を無くした活動が出来るようにしてほしい。また、地方公共団体のスポーツ行政担当者には、体育学部やスポーツ科学系教育学部等で専門的に学んだ経験がある人材を置くよう国から徹底して頂きたい。
84	総合型地域スポーツクラブと学校の連携について、学校施設の利用や部活動との兼ね合いに関して学校側の理解が得られないことは大きな課題であり、クラブと学校の両方を所管している文部科学省が改善すべき。また、行政やスポーツ団体が学校とクラブをつなぎ合わせる役割を担うことを明確にすべき。
85	学校の余裕教室を総合型地域スポーツクラブのクラブハウスとして利用する先進事例を普及させるため、地方自治体は小中高校等の余裕教室を積極的に新しい公共を担う総合型地域スポーツクラブに提供することが望まれるという文言を記載すべき。

86	総合型クラブの認知度の向上について、多くの人の目に入るような新しい情報発信のツールを開拓すべきだ。
87	「地方公共団体は総合型地域スポーツクラブにおいて種々多様なスポーツプログラムを提供するためにスポーツプログラマーの登用を推進することが期待される。最低でも中核クラブにはスポーツプログラマーの常駐が望ましい。」と記載してもらいたい。
88	「拠点クラブ」「クラブアドバイザー」「スポーツ推進委員」の役割に重複があり、誰がイニシアチブを握って地域スポーツの推進を図るのが不明瞭である。この点ははっきりさせてほしい。
89	クラブアドバイザー機能の充実について、都道府県、市区町村を巻き込むためにも、記載上の表現については、「5～10クラブあたり1人程度」等の文言が明記されることを望む。
90	「クラブアドバイザー」について、そのなり手の育成と職業としての制度化をすべき。また、求められる資質・能力について明確に示し一定の基準を設けるべき。
91	クラブマネージャーについて、認知度も低く、市町村の理解も乏しい。スポーツ推進委員と同様、総合型地域スポーツクラブに配置している公認クラブマネージャーへの報酬制度を設けることを定め、総合型地域スポーツクラブの普及役として活動できるようにするべき。若い経験豊富な人材を確保するためにも、クラブマネージャーやスポーツ指導者の存在価値向上を図るべき。
92	指導者等の資格について、各省庁間でそれぞれ管轄している資格を統合することを期待するとともに、省庁が異なることによる諸問題を解決するためにもスポーツ庁の創設を希望する。
93	「資格を有するスポーツ指導者」という言葉が多く用いられているが、「スポーツ指導は可能な限り有資格者があたるべき」ということを明記すべき。
94	指導者のマッチングをコーディネートする人材の必要性を盛り込むべき。
95	契約書に係る印紙税等も含め、国・地方公共団体に係る各種税に関する優遇措置が設けられることを促すよう強く求める。
96	第3章3(1)②「スポーツライフデータ2008」を「スポーツライフ・データ2008」と修正すべき。
97	国として、公共スポーツ施設の整備・拡充の年次計画を立てるべき。そのために必要な財政的措置を伴うスポーツ施設整備基準、スポーツ施設整備法（仮称）の制定も展望すべき。
98	地方公共団体が学校施設の共同利用化を推進する上で必要となる施策について国が支援するという記述を盛り込むべき。
99	地域のスポーツ環境の整備について、国・行政・地域の実施連携サイクルの確立が必要。
100	健常者も障害者とともに利用できるスポーツ施設の在り方について、具体的な展開が見えない。障害の状況に応じた運動指導やメディカルチェックの実施等、専門家のアドバイスや事故が起きたときの迅速な処置を行うため、スポーツ施設とスポーツ医が所属する近隣の医療機関との間に連携関係を構築することが必要である。という文章を追加していただきたい。
101	学校施設を無料で使えるようにしてほしい。
102	totoの助成金で学校体育施設の整備をしてほしい。
103	総合型地域スポーツクラブについて、安定した運営のため、クラブハウスづくりの補助をおこなうことを記載すべき。
104	当総合型地域スポーツクラブの簡易倉庫設置を認めてほしい。
105	スポーツ環境の整備について、スポーツ施設の整備だけでなく駐車場の整備も行うべき。
106	スポーツのためにも「安心して歩ける(自転車に乗れる)道づくり」について国土交通省と強く連携していただきたい。

107	スポーツ観光に対する視点を基本計画の中でも盛り込むべき。
108	アメリカでは全米スポーツコミッション協会の取組により、マイナーな競技であってもスポーツイベントが活性化していることから、日本においても、スポーツイベント主催競技団体と誘致希望自治体の出会いの場を創出することが必要。
109	「スポーツが持つ地域を元気にする力」にもっと着目し、地域が一体となって推進するスポーツ交流環境の整備、地域に密着したプロスポーツチームの振興、スポーツを目的とした旅行形態であるスポーツツーリズムの振興、スポーツコミッション組織の振興等を記載すべき。
110	スポーツイベント誘致・開催や地元と大会参加者との交流に力を発揮する「スポーツコミッション」の設立を促進するため、さまざまな情報やノウハウを提供するなど支援のための政策を記載すべき。

【7】第3章4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備について

111	独立行政法人日本スポーツ振興センターが民間スポーツ団体と「スポーツ団体等」として同列表現されるのは極めて不適当と考える。独立行政法人を除く民間スポーツ団体同士が自主的に連携することを目標とすべき。
112	女性選手を強化するため、女性選手のニーズに配慮した女性の指導者やトレーナー等の専門スタッフの養成や、託児所の設置などの環境整備について盛り込むべき。
113	肉体的なトレーニングに限らず、自律神経の検査やトレーニングも含め、スポーツ医・科学の最新の知見に基づいた指導やサポートが行われるよう、有識者、専門医、トレーナーが共同で情報交換したり、現場で指導できる環境づくりや、J I S S や N T C における有給の研究員、トレーナーの増員などの体制整備を行うべき。
114	トップアスリートのための強化拠点について、冬季競技、海洋・水辺系種目等を含む屋外競技の集約型トレーニング施設の整備について盛り込むべき。また、第2、第3のN T C の設置を行うべき。さらに、障害者スポーツ選手のためのN T C の整備、あるいは障害者が利用できるような現在のN T C の施設の管理・運営方法の改善を行うべき。
115	政策目標として、金メダル獲得ランキングを掲げることに反対。金メダルはその時々々の事情や運にも左右され不確実性が高く、また、スポーツ団体の自主的な目標が尊重されるべき。
116	競技力向上のための財政支援は、大半を国の直接の事業ではなくスポーツ団体を通じた財政支援とすべき。
117	国民体育大会については、「体育」という名称や「地方公共団体の財政負担問題」などを考慮し、「5年間かけて検討する」ことが望ましい。
118	国や地方公共団体がプロスポーツとどのように関わり、推進し、何を期待するのか明記すべき。
119	競技スポーツ分野の「スポーツ医・科学」に、アスリートを精神的に支える「哲学・歴史・社会学等」を含むと挿入すべき。
120	ジュニア期の育成等については都道府県体協なども役割を担っているため、都道府県段階における取組についても具体的に記述をするべき。また、ジュニア期におけるアスリートの育成について、「学業とのバランスや本人のキャリア形成」の重要性に鑑み、「個々のアスリートの特性や発達段階への配慮」とは別項目として立てるべき。さらに、ジュニア期の選手への配慮は、「スポーツ指導者、スポーツ団体、保護者、地方公共団体及び学校等」に加えて総合型クラブも行うべき。

【8】第3章6. スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上について

121	P39中段の記述について、以下の下線を追加するべき。 その撲滅に向けて国内外で取組が進められてきたが、 <u>UNESCOスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約及びスポーツ基本法</u> でも、国はドーピング防止活動の推進に必要な施策を講じることとされた。
-----	--

122	ドーピング検査に関する記述について、下線のとおり修正すべき。 「ドーピングの高度化（血液ドーピング等）に対処するため、 <u>血液検査を含むドーピング検査・調査体制の充実、検査技術・機器等・・・</u> 」 「国は、JADAと連携しつつ、 <u>ドーピングの高度化に対処するための血液検査を含むドーピング検査実施のための環境整備、ドーピング防止に関する情報検索システムを構築するなど・・・</u> 」 また、「いわゆる抜き打ち検査」という言葉は不適切な用語のため削除すべき。
123	現在のWADA規約には、意図的なドーピングをしていない無辜のアスリートが守られない致命的な欠陥があるため、WADA規約の見直しと改善を提案していただきたい。
124	スポーツ団体のガバナンス強化、透明性の向上のため、国が策定するガイドラインの内容を明らかにするとともに、外部委員の選任や団体情報の公開について記述すべき。また、女性がスポーツへ積極的に参画できるよう、選択肢の多様化、経済的援助、セクシュアルハラスメント対策、意志決定機関への参画等に考慮した施策について記述してほしい。
125	ガバナンスのガイドラインの策定については、国が直接関わるのではなく、スポーツ団体が自主的にルール作りに取り組むことを支援すべき。
126	「体育・スポーツに関わる組織における意思決定に男女が平等に参画できる体制を整える」旨記述すべき。
127	スポーツ仲裁の自動受諾条項採択を促進するため、採択していない競技団体及びその所属する選手に対しては支援しないなど、補助金や税制における実効性のある措置を行うことを盛り込むべき。

【9】第3章7. スポーツ界における好循環の創出に向けた連携・協働の推進について

128	スポーツ人材の好循環について、「トップアスリート等の優れた指導者」という記述があるが、アスリートであっても指導者として必要な能力を身につけることは必要であり、誤解のないよう修正すべき。
129	特に、「小学校体育活動コーディネーター」の派遣にあたっては、教員免許等の有資格者を配置する必要がある。
130	P45下段の「スポーツ団体においては、…専門性を有するトップアスリート等の優れたスポーツ指導者等を総合型クラブや学校等へ派遣することが期待される」とあるが、スポーツ団体もクラブもスポーツ指導者を雇用することは難しいため、例えば日体協の事業としてクラブ巡回指導事業を創設し、クラブ巡回指導スタッフとしてアスリートを雇用することも考えられる。
131	トップアスリートが必要な専門性を身につけ、JISSやNTCで働ける道を開くべき。

【10】第4章施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項について

132	P50「（日本スポーツ振興センターは）スポーツの推進のための中心的な役割を果たす独立行政法人として…」という記述は、日本スポーツ振興センターがスポーツ界の中心となるような表現であるため、改めるべき。
133	本計画の検証に関しては、「第三者委員会」を設け検証することが必要。また、スポーツに関しては確かなエビデンスが豊富に蓄積されてはいない状況であるため、スポーツを公共政策として推進することの社会的価値を客観的資料をもって検証していくべき。
134	「スポーツ庁」の設置など行政組織のあり方について、関係省庁を含む検討機関の設置など5年後、10年後を見通した構想を打ち出すべき。
135	国のスポーツ推進財源の確保について、国家予算、寄付、税制優遇、toto以外の道も検討しつつ、5年後、10年後の予算確保の目標あるいは基準を明確にすべき。

【11】その他全体に関する事柄について

136	過去の計画（スポーツ振興基本計画）における不達成・未充足の目標・施策について、その原因を分析することを怠れば、再度同様の過ちを犯すことになりかねないため、旧計画に基づく取組の評価を行い、真摯な総括を明示すべき。
137	国、地方公共団体、独立行政法人、スポーツ団体の明確な役割分担を明示すべき。 その際、「地方公共団体」という言葉ではなく、都道府県や市区町村の分担も明示すべき。